

令和3～5年度の介護保険料の段階と区分(65歳以上の方、第1号被保険者)

所得段階	区分	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・中国残留法人等の支援給付を受けている方 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下等	基準額 × 0.27	19,000
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円超で120万円以下の方等	基準額 × 0.35	24,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方等	基準額 × 0.61	43,000
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等(世帯に住民税課税者がいる)	基準額 × 0.83	58,500
第5段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等(世帯に住民税課税者がいる)	基準額 × 1.00	70,500
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方等	基準額 × 1.15	81,100
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方等	基準額 × 1.28	90,300
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方等	基準額 × 1.50	105,800
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上で400万円未満の方等	基準額 × 1.62	114,300
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上で600万円未満の方等	基準額 × 1.88	132,600
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上で800万円未満の方等	基準額 × 2.16	152,400
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上で1,000万円未満の方等	基準額 × 2.30	162,200
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上で2,000万円未満の方等	基準額 × 2.45	172,800
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上	基準額 × 2.60	183,400

○第1段階から第5段階の「合計所得金額」は税法上の合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を差し引き、当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合にはその金額(所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の金額)から10万円を差し引いた額となります。さらに、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、その特別控除額を差し引いた額になります。差し引き後の額が、零を下回る場合は、合計所得金額は零とします。

○第6段階から第14段階の「合計所得金額」は税法上の合計所得金額のうち、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額についてはその金額から10万円を差し引いた額とし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、さらにその特別控除額を差し引いた額となります。差し引き後の額が、零を下回る場合は、合計所得金額は零とします。